

第 125 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会  
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 6 年 12 月 25 日 (水) 10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別中会議室 (WEB 会議システムを利用)
  
- 3 出席者  
会 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授  
委 員 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長  
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所  
同 北仲 千里 広島大学ハラスメント相談室准教授、NPO 法人全国  
女性シェルターネット共同代表  
同 後藤 弘子 千葉大学理事・副学長  
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表  
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事  
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
同 渡邊 正樹 東京学芸大学名誉教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事  
第 5 次男女共同参画基本計画における取組状況について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定について
- 資料 2 第 5 次男女共同参画基本計画・第 5 分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する取組状況
- 資料 3 質問事項一覧
- 
- 参考資料 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について  
(諮問)
- 参考資料 2 第 5 次男女共同参画基本計画 (第 5 分野抜粋)
- 参考資料 3 第 5 次男女共同参画基本計画第 5 分野取組状況個票
- 参考資料 4 ワンストップ支援センター医療機関向けリーフレット

(議事録)

○小西会長 それでは、時間ですので、ただいまから第125回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

まず、今回の専門調査会の開催に当たって、岡田局長から一言お願いいたします。

○岡田男女共同参画局長 男女共同参画局長の岡田でございます。皆様、先生方、おはようございます。

小西会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、年の瀬の御多用の中、この専門調査会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題ですけれども、「第5次男女共同参画基本計画における取組状況について」でございます。皆様御存じのとおり、第5次男女共同参画基本計画は5か年の計画として令和2年12月に閣議決定をし、これまで第5次計画に基づいて、関係省庁はもとより、地方公共団体や関係団体などの皆様と共に力を合わせて各種の取組を進めてまいりました。このたび12月13日の男女共同参画会議におきまして、石破総理より、第6次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について諮問がありまして、それを踏まえ、次期計画に向けた議論などを行っていくこととなりました。

第5次男女共同参画基本計画の期間中、性犯罪に係る刑事法の改正ですとか、こども性暴力防止法の成立、配偶者暴力防止法改正による保護命令制度の拡充など、皆様の御協力を得ながら大きく進んできたところもあると考えております。性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力等についての社会全体の認識も以前に比べて大分変わってきたのではないかとも思います。一方で、性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の根絶に向けては、依然として様々な課題があるということも承知をしております。

本日は、第5次男女共同参画基本計画における女性に対する暴力に関する分野の取組状況を御報告申し上げます。これを踏まえ、委員の先生方からは、我が国社会の現状や変化を的確に捉えた次期計画策定に向けまして、御知見を頂戴できれば大変ありがたく存じます。今日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 配布資料の確認をさせていただきます。

資料は3点ございまして、資料1として「『第6次男女共同参画基本計画』の策定について」。

資料2といたしまして「第5次男女共同参画基本計画・第5分野『女性に対するあらゆる暴力の根絶』に関する取組状況」。

資料3として「質問事項一覧」をお配りしております。

資料3は先生方から事前に頂いている御質問をリストにしたものであります。

そのほか参考資料を4点配布しております。

資料は順次、画面に投影させていただきます。

○小西会長 それでは、本日は最初に、先日、12月13日に開催されました男女共同参画会議において石破内閣総理大臣から諮問がございましたので、それにつきまして、小八木審議官より御説明をお願いいたします。

○小八木審議官 皆様、おはようございます。男女共同参画局審議官を務めております小八木と申します。よろしく申し上げます。

私からは、本日の議題に入る前に、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けたスケジュール等を御説明させていただきます。

資料1が今投影されていると思いますけれども、現行の第5次基本計画は、ちょうど4年前の今日、令和2年12月25日に閣議決定されたところでございます。基本計画は5年ごとに策定してきており、次の基本計画の検討に入る時期となっております。

先ほど岡田局長より御説明がございましたけれども、12月13日の男女共同参画会議におきまして、石破総理から男女共同参画会議に対し、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた基本的な考え方を示すよう諮問がございました。諮問については参考1として配布しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

この諮問を踏まえまして、次期計画に向けた議論を行うこととなり、男女共同参画会議の下に次期計画に向けた議論等を行うための第6次基本計画策定専門調査会が新たに設置されたところでございます。

この専門調査会には、男女共同参画会議議員である小西会長と納米会長代理に御参画いただくとともに、本専門調査会から北仲委員、橋爪委員にも御参画いただいております。初回を昨日24日に開催したところでございます。次期計画に向けた議論等の進め方ですが、新たに設置された計画策定専門調査会におきまして、第5次基本計画のフォローアップや第6次計画策定の方向性、全体的な方針についての御議論いただくこととなっております。また、必要に応じまして、ワーキンググループを設置し、詳細な検討を行うこととなっております。

今後のスケジュールでございますが、第6次計画は、令和7年12月の閣議決定を目指しまして、議論を進めていく予定です。令和7年の夏頃に基本的な考え方の素案をまとめ、公聴会、パブリックコメントを経まして、男女共同参画会議におきまして、総理に基本的な考え方についての答申を行うというようなスケジュールを考えてございます。

女性に対する暴力の根絶に係る第5次計画の第5分野に係る施策につきましては、これまでも本専門調査会におきまして、皆様から御意見を頂いてまいりましたため、第6次計画の策定に向けても、皆様の御意見を伺えればと存じます。つきましては、本日、第5次計画のうち性犯罪・性暴力や、DV、人身取引などに関する取組につきまして、事務局からの取組状況を説明の後、第5次計画の期間における各省の取組を踏まえまして、昨今の性犯罪・性暴力やDVなどの暴力の被害者の支援を取り巻く状況、あるいはテクノロジーの進展、更なる国際化など、我が国の社会の変化の中で、第6次男女共同参画基本計画の策定、とりわけ暴力対策の分野の検討に当たって留意すべきことは何か、2030年頃までを

念頭に置いた中長期的な取組の方向性としてどういったことに重点を置くべきかなどの視点で御意見を頂戴したいと考えてございます。

御議論いただいた内容を踏まえまして、第6次基本計画策定専門調査会に小西会長から御報告いただく予定でございます。

私からの説明は以上となります。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は、先ほど御説明いただきましたように「第5次男女共同参画基本計画における取組状況について」、御意見を伺うということになります。

まず、内閣府から資料2について説明いただき、続いて、皆様から頂いた御質問に対して各省庁から回答していただきます。

それでは、まず、内閣府より説明をお願いします。

○田中男女間暴力対策課長 資料2について御説明いたします。「第5次男女共同参画基本計画・第5分野『女性に対するあらゆる暴力の根絶』に関する取組状況」についてであります。

この説明では、まず、第5次基本計画の概要をご覧いただいた上で、関係法令の整備、計画等の取りまとめの状況、関連データ、相談窓口の整備、そして広報・啓発の取組状況の順に説明いたします。

まず、第5次計画の概要です。

4ページです。第5次計画は、令和2年12月25日に閣議決定され、11の分野で構成されています。暴力対策の分野においては、基本的考え方として、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であること、そして、その根絶が男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国の責務であるとしています。また、2つ目の○、その根絶には、男女間の格差是正、意識改革が欠かせないこと。3つ目の○、被害者に専門的支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要があること。さらに、計画策定時の状況も踏まえ、新型コロナウイルスに伴い、相談体制の整備を図ること等を掲げておりました。

成果目標として4項目を示しております。

具体的な取組として1から9の項目に分けて記載しています。1として女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり、2として性犯罪・性暴力対策の推進、3として子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進、4としてDV対策、5としてストーカー対策、6としてセクシュアルハラスメント対策等となっています。

続きまして、関係法令の整備、計画等の取りまとめについて御説明いたします。

6ページです。この分野については、こちらにあるように、議員立法を含め、関連する法律の新規制定や改正が多数ありました。こちらには、主なものを時系列で掲載しています。

令和4年には、AV出演被害防止・救済法や、女性支援新法が制定されました。令和5

年には、この専門調査会の先生方にも御協力を賜り、DV防止法の改正を行うことができました。さらに、性犯罪の規定に係る刑事法の改正がありました。本年は、こども性暴力防止法が新規制定されるとともに、犯罪被害者弁護士制度の創設等を内容とする総合法律支援法の改正も行われました。

また、こちらには記載がありませんが、性暴力やDVの防止等に関連するものとして、民法の改正も重ねられたところです。令和4年に子の懲戒権に関する規定等の見直し、本年は、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しを内容とする民法改正がございました。また、平成30年の成年年齢関係の改正は、令和4年4月に施行されたところです。こうしたことにも留意していく必要があると認識しております。

次のページからは、基本計画の項目の順、すなわち性犯罪・性暴力対策から順に、各改正法の内容などの資料を掲載しているところです。

7ページは、刑法改正による不同意性交等罪・不同意わいせつ罪への罪名変更等や、16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設、公訴時効期間の延長など。

8ページに行きまして、性的姿態等撮影罪の新設。

9ページにございますのは、新設される犯罪被害者等支援弁護士制度の概要についての資料です。

法令の制定・改正だけではなく、関係省庁が協力して、第5次計画の内容を具体化して前に進めるような計画や方針などの取りまとめも行ってまいりました。10ページにございますのは、令和5年3月に取りまとめた「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」であります。令和7年度末までを「更なる集中強化期間」としまして、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく方針を関係府省で共有し、取り組んできたところであります。

さらに、11ページに参りまして、同じく令和5年3月、痴漢撲滅に向けた政策パッケージを取りまとめました。

次に、12ページ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律であります。

13ページには、AV出演被害防止・救済のための取組として、AV出演被害防止・救済法の概要、それから、この資料のオレンジの部分、政府の取組として、左側、相談体制の整備、それから右側、広報・啓発等を記載しています。相談体制に関しましては、ワンストップ支援センターにおいて出演者等からの相談を受けており、法施行後1年9か月間の相談件数は382件となっております。

次に、14ページ、こども性暴力防止法の概要であります。この後、こどもを対象とする性暴力の防止に関する資料が続きますが、こどもを対象とする取組は、この5年間で様々な進捗があった分野の一つであると思えます。

4ページ先に進みます。18ページをご覧ください。先ほどのこども性暴力防止法の制定と併せまして、こども性暴力防止に向けて総合的な対策が取りまとめられており、次の19ページ以降にその内容が記載されているところであります。

21ページに参ります。女性支援新法の概要です。こちらは本年4月に施行されております。

22ページ、23ページは、DV防止法の改正と被害者支援の取組についてであります。改正法により、資料記載のとおり、保護命令制度の拡充や多機関連携の強化が図られ、こちらも本年4月に施行されたところ です。

後ほどの補足説明とも関連しますので、23ページの下の紫の囲みの中、【3】被害者支援の一環としての加害者プログラムについて説明をいたします。この専門調査会でも何度か御報告しておりますとおり、第5次計画期間中、加害者プログラムの試行実施を行い、実施のための留意事項を作成した上で、令和5年の改正法に基づく基本方針において、加害者プログラムの実施の推進を明記いたしまして、令和6年度から交付金の活用など、都道府県における加害者プログラムの実施を促進しているところであります。

24ページはストーカー対策、25、26ページには人身取引対策の行動計画を掲載しております。

続いて、関連データについてであります。

28ページには、第5次計画に掲げた4つの成果目標とその進捗状況についてお示しをしております。こちらについては、既に達成または順調に推移しているものと認識をしております。

次の29ページからは、暴力の被害の状況、あるいは被害者の状況を示す各種データについて、こちらも性犯罪・性暴力に関するものから順に掲載をしているところです。

29ページ、30ページは、前回の会議で報告いたしました男女間における暴力に関する調査、その次の31ページには、ワンストップ支援センターの相談件数でございまして、令和5年度まで一貫して増加をしている状況にあります。

32ページであります。先ほど性犯罪規定に係る刑法の改正についてお示したところですが、令和5年7月13日以降は、不同意性交等あるいは不同意わいせつの認知件数となっておりますけれども、令和5年には増加していることが見てとれます。

これは、33ページのページの検挙件数でもグラフの右端を見ていただきますと、同じ傾向にあることはお分かりいただけるかと存じます。

次の34ページは、不同意性交等について、刑法の条項別の適用状況であります。こちらは、これまでの会議で、委員の皆様から、法施行後の状況把握というものが重要であるという御指摘を頂いてきたことを踏まえ、警察庁に特に集計をお願いしたものであり、各条項別の昨年7月から本年10月までの検挙件数の数値・暫定値となります。これによれば、第176条第1項の不同意わいせつによる検挙件数が4,358件、第177条第1項の不同意性交等が1,869件、同条第3項の16歳未満の者に対する性交等が737件などとなっております。

35ページは、新たに制定された性的姿態撮影等処罰法の各条項別の認知件数、検挙件数であり、こちらも警察庁に集計をお願いしたものです。先ほどと同じであります。昨年7月から本年10月末までの暫定値の件数でありますけれども、2条1項1号の対象性的姿

態等の撮影の認知件数が8,725件、検挙件数が6,000件などとなっております。

次の36ページ以降においては、SNSに起因する事犯の被害児童数の推移等のデータであり、適宜、御参照いただければと存じます。

43ページ、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移であります。こちらは先週取りまとめた令和5年度の相談件数の記載がございます。令和5年度は12万6,743件で、相談の受け皿が増えていることも背景にあるわけでありますけれども、高水準で推移しているものと認識をしております。

45ページであります。DV防止法に基づく保護命令の発令件数等について示したものであります。後ほど補足説明でも触れますが、DV防止法改正により、こうした件数の推移がどうなっていくか注視をしてみたいと考えております。

47ページには、児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移であります。幾つか説明を省略いたしました。ほかにも関連データを掲載しておりますので、適宜、御参照ください。

次に、相談窓口の整備の状況についてであります。

51ページから3枚にわたってリスト化をしております。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」、警察の性犯罪被害相談電話など、性犯罪・性暴力関係の相談窓口がこちらのページ。

52ページには、配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通番号#8008、あるいは24時間の電話相談などの窓口であるDV相談プラスなどを記載しております。

最後に、広報・啓発の取組状況であります。

55ページをご覧ください。毎年11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」を実施してまいりましたが、本年も資料に掲載のポスターや動画の活用、それから全国の自治体、団体、企業等に御協力をいただきましてパープルライトアップの実施、こちらは47都道府県450か所以上で実施をしていただきました。全国的な運動になっているものと認識をしております。また、内閣総理大臣、男女共同参画担当大臣がDVや性暴力の根絶を呼びかける動画を作成いたしまして、SNSで発信するなどの取組を行ったところ。です。

さらに、56ページは第5次基本計画以降の取組でありますけれども、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」といたしまして、若年層を対象とする性暴力の根絶に係る啓発活動を行っているところであります。

以上、第5次計画の取組状況について、法令等の整備、関連データ、相談窓口、広報・啓発の4つの観点から御説明いたしました。

ここまでで、御説明したことに1点加えますと、本年は、女子差別撤廃委員会により、我が国の第9回定期報告書に対する審査が行われ、委員会から見解が示されました。男女共同参画局のウェブサイトにおいて仮訳とともに掲載しておりますことを報告させていただきます。

また、基本計画記載の各項目に対応した各府省の取組の詳細については、参考資料3としてお配りをしております。こちらでは、計画の記載ごとに、担当府省、取組状況、取組に対する評価、今後の方向性、検討課題を表の形式で整理しておりますので、御議論に当たり、適宜、御参照いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。とても15分では説明し切れないようなたくさんの成果があったことが分かるかと思えます。

続いて、今度は資料3の委員の御質問に関して、担当省庁からの御回答をお願いいたします。

まず、内閣府、お願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 続けて、私から、資料3の先生方から頂いた御質問に沿って御説明を申し上げます。

2ページをお願いします。私からはDVの関係であります。⑧、⑨及び⑩の後半についてお答えをいたします。⑧、⑨については、被害者支援の一環としての加害者対応のことです。これは内閣府としても大変重要なものであると認識しております。昨年、改正法に基づく国の基本方針において、地方公共団体における加害者プログラムの実施を推進すると明記をした上で、交付金の対象にしたところでありまして、初年度である令和6年度、群馬県、神奈川県、京都府、宮崎県、横浜市の4府県1市で活用をされているところでもあります。自治体を対象とした調査からは、予算の確保のほかに、自治体としてのノウハウや実施団体とのつながりなどの課題も見えてまいりまして、先行する自治体の情報を他の自治体に共有するなど、加害者プログラムの実施に向けた取組が更に広がるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

現行の加害者プログラムは、参加の動機づけを持つ加害者の参加を前提としておりまして、どのような加害者であっても参加してもらうというようなことを想定したプログラムではありません。こうした点を含め、制度化を視野に入れるには大きな課題がありますけれども、まずは現在の加害者プログラムの裾野を広げることに力を入れるということを想定しております。

また、⑨にあります加害者対策に限らず男性を巻き込む方策については、加害者にも被害者にもならない、あるいは第三者として気づきが得られるように、性別を問わず広報・啓発を行うことが必要と考えています。また、男性を対象とした相談事業などの有効性も認識しております。こうした取組の普及を図っていく必要があると認識しております。

⑩に参りまして、改正DV防止法施行後の状況のうち、後半の2つを内閣府からお答えいたします。まず、都道府県の協議会でありますけれども、施行直後の4月に調査を行いまして、3分の1程度の都道府県で設置されていたところでした。その後、都道府県の取組も進んでいるものと思えますが、例年秋から冬にかけて、市町村を含めて全ての地方公共団体を対象に基本計画の策定状況の調査を行っておりますので、本年はこれに加えて協議

会の設置についても調べることであります。現時点でお答えすることができないのですけれども、年度末までには結果を公表できるものと見込んでおります。

また、施行状況の把握についてでありますけれども、最後のポツですが、まずは後ほど最高裁判所からお答えいただきます保護命令に関する統計を私どもとしても注視していくほか、こちらで調査しております配偶者暴力相談支援センターでの支援の状況も見てまいりたいと考えております。

例えば、これは施行前でありますけれども、令和5年度の保護命令に係る配偶者暴力相談支援センターから裁判所への書面提出件数は前年度の513件から584件と増加をしております。こうした状況も継続してフォローしてまいります。さらに、DV被害の状況を把握するための調査の予算、これも確保に努めているところであります。その活用に向けた準備も進めてまいりたいと考えております。

内閣府からは以上であります。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁、お願いいたします。

○警察庁 警察庁から、③につきまして御回答いたします。

犯罪被害給付制度についてでございますが、殺人などの故意の生命・身体に対する犯罪行為により重大な被害を受けた犯罪被害者やその御家族などに対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものであります。配偶者間を含む親族間での犯罪の場合であっても、犯罪行為が行われたときにおいて、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合などには支給を行うことができることとしております。

また、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費、これには性犯罪被害者に起因する医師の診療等に伴う緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料等が含まれますが、これにかかる公費負担制度につきましては、都道府県警察において、都道府県警察の規定に基づき適切な運用に努めているところであり、全ての都道府県警察において親族間犯罪を除外事由とはしない運用を行っているものと承知をしております。

警察庁からは以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、こども家庭庁、お願いいたします。

○こども家庭庁 こども家庭庁でございます。

こども家庭庁より、まず、④についてお答え申し上げます。私はこども家庭庁のこども性暴力防止法施行準備室長の久米と申します。よろしくお願いいたします。

こども性暴力防止法のガイドラインの作成状況ということでございます。こども性暴力防止法につきましては、本年6月に成立、公布されたところでございまして、本年9月に関係府省庁連絡会議というものを設置させていただき、現時点においては、法律上今後定めることが予定されております事項でございますとか、また、そのガイドラインの基にな

るような事項について、現在、政府内部で検討しているということでございます。

こちらにつきましては、来年度以降に検討会を開きまして、順次、有識者の方や現場の皆様のお話も伺いながら、施行に向けた制度の骨格づくりをしていくということを予定しております。施行自体は令和8年12月25日までの間に制令で定める日、この日までに施行することになっておりますので、それまでにそうした準備を進めて、できるだけ早く周知なり準備なりを現場で進めていただけるように取り組んでまいりたいということでございます。

また、⑤につきましても、併せてこども家庭庁の私より御説明さしあげます。昨年、内閣府さんと共に「こどもたちのためにできること」というパンフレットを作成させていただきまして、保育所でありますとか、地域子育て支援拠点事業所でありますとか、母子保健の事業所でありますとか、その他様々な場や機会を通じまして、周知を地方公共団体の皆様をお願いをさしあげているところでございます。

これまで複数の地方公共団体さんにおきまして、ウェブサイトでリーフレットを掲載していただいているほか、小学校等でも、そのウェブサイトにお知らせとして掲載いただくとか、また、児相とか、児童館とか、そういったところの公式SNSなどでも情報発信いただいているとか、様々な主体、媒体を通じて周知等を図っていただいているというふうに把握してございます。こうした取組を続けまして、様々な周知を、保護者の皆様を含め、国民の皆様が届くように努めてまいりたいと思っております。

○こども家庭庁 続きまして、3の⑥につきまして、こどもに関わる施設における性暴力事案が生じた際の加害児童生徒に対する指導・対応方針で例示いただいております児童養護施設、放課後等デイサービスでの取組について、私、こども家庭庁支援局総務課の村山から回答させていただきます。

まず、児童養護施設等におけるこどもにつきましては、虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した方からの通告ですとか、被害を受けた被措置児童等からの相談・通告を受けた場合は、児童福祉法第33条の14に基づき、都道府県知事が事実確認や施設等への指導、また当該被措置児童の保護を図るための措置を講ずることとなっておりますが、事実確認の中で、被措置児童等同士での加害事案も含め被措置児童等の被害等の問題が確認された場合には、都道府県が児童相談所などと協力し、被害を受けたこどものケア、加害したこどものケアなどの支援を必要に応じて行う旨をガイドラインで示しているところです。

また、放課後等デイサービスにつきましては、児童同士の性暴力について特段法令やガイドラインにおける規定はございませんが、児童養護施設等の対応と同様、こどものケアを必要に応じて行うべきと考えているところでございます。

○こども家庭庁 虐待防止対策課長の野中でございます。

⑥の後半3行の「また」以下について、児童相談所の対応について御質問いただいております。その部分について御回答させていただきます。

性加害を行ったこどもに関しましては、そうした行為に至った経緯や動機、本人や家庭

の状況などを調査させていただき、それに基づいてアセスメントを行って、その上で心理療法やカウンセリングなどの指導を行ってきているところでございます。関係機関は多々ございますので、関係機関としっかりと密に連携をしながら、その子どもや家庭に関する情報の共通認識をきちんとお互いに持ち、一体的に支援を行ってきているところでございます。今後も引き続き、このような支援に努めてまいりたいと思っているところでございます。

こども家庭庁からは以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、法務省、お願いいたします。

○法務省 法務省刑事局でございます。

②について回答いたします。御質問いただいた点につきましては、昨年の通常国会で成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」附則第20条において、法律の施行後5年を経過した場合に、同法等の施行状況を勘案し、性的な被害の実態等を踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることとされた上で、そうした検討がより実証的なものになるよう、性的な被害を申告することの困難さ、その他性的な被害の実態について必要な調査を行うこととされているところでございます。

法務省におきましては、まずは改正後の性犯罪処罰規定等が適切に運用されることが重要と考えておりまして、その施行準備に努めてきたところでありますが、現在はそれらの規定の適用状況を把握するための調査を実施しているところでございます。

また、性的な被害を申告することの困難さに係る調査については、施行後5年を経過した場合に予定されている検討に資するものとなるよう、性犯罪の被害当事者の方々や被害者心理の専門家など様々な方々から御意見を伺いつつ検討を進めることが必要であると考えておりまして、関係府省庁とも連携しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○法務省 続きまして、法務省矯正局から⑥の法務少年支援センターに関してお話し申し上げます。

少年鑑別所は、法務少年支援センターという名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っており、対象者本人、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関、団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修、講演等を行っているところでございます。

性加害のあった児童生徒に係る援助依頼があった場合、対象者の問題行動につながった要因等をアセスメントした上で、例えば当局が作成いたしましたワークブックや面接を通じて指導を行っております。また、必要に応じて保護者への助言や依頼のあった関係機関、団体等とのカンファレンスを実施しているところでございます。

以上となります。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室の梁瀬と申します。どうぞよろしく申し上げます。

厚生労働省からは、①についてお答え申し上げます。令和6年4月に施行されました女性支援新法、この法律に基づき、厚生労働省においては、国の基本方針の策定や女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の支援の方針などを定めたガイドラインの策定を行っているほか、より多くの支援対象者を支援につなげるために、また、女性支援新法に基づく新たな支援を定着・推進するために、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤルの設置、女性支援特設サイトの運営、全国フォーラムの開催などに取り組んでいるところでございます。

予算関係について申し上げますと、例えば女性相談支援員については、その役割に見合った適切な処遇の確保が必要でございますので、女性相談支援員活動強化事業を行っており、令和6年度予算においては、勤勉手当の新設など拡充を図っているところでございます。

また、女性相談支援センターや相談員に相談したものの、一時保護所や施設へ入所が望ましいものの、様々な事情により入所に至っていない方もいらっしゃいます。このような方に対しては、通所により、自立した生活を送るための生活習慣の定着支援や、同じ境遇にある女性同士の情報交換などのピアサポートなどを行う女性自立支援施設通所型支援モデル事業を令和6年度予算で新たに措置したところでございます。

なお、各実績につきましては、女性相談支援員活動強化事業については、ほぼ全てと言っていいほど多くの自治体において活用していただいているものと認識しております。女性自立支援施設通所型支援モデル事業につきましては、今年度創設したということもあり、また、施設にはDV被害者など秘匿性を要する方もいらっしゃいますので、どのようにやればいいのか工夫を今、自治体において検討されていると伺っておりますが、令和7年度からは是非やりたいというような自治体が複数あると伺っているところでございます。

厚生労働省からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省 文部科学省です。

文部科学省からは、まず、⑥の学校における取組について御説明いたします。盗撮をはじめとする犯罪行為に相当する性暴力事案につきましては、生徒指導の範囲内と捉えて学校のみで対応するのではなく、学校と警察が緊密に連携して対応することが重要と考えてございます。文部科学省におきましては、令和5年2月の通知におきまして、犯罪に相当する事案については、加害児童生徒の健全育成を図るための注意・説諭等が期待できることから、直ちに警察に相談・通報を行いまして、適切な援助を求めなければならないこと

などにつきまして、警察との連携の徹底を求めているところでございます。

加えまして、生徒指導に関する学校、教職員向けの基本書として生徒指導提要というものがございます。ここにおきまして、性暴力に限らず、暴力行為に及んだ児童生徒がさらなる暴力行為に及ばないように、関係機関と連携してネットワーク型の支援チームを組織しまして、指導・援助、指導や助言を行うことや、児童生徒がなぜ暴力行為に及んだのかという点について、関係機関と連携してアセスメントを実施すること。その結果に基づいて、個別の指導・援助計画を実施していくことなどを生徒指導提要において示しているところでございます。

さらに、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための「生命(いのち)の安全教育」の取組を全国の学校において推進しているところでございます。

充実した学校生活、健やかな成長、そのために教育委員会、学校における取組は極めて重要でございますので、文部科学省としまして、適切な対応が図られるよう、指導・助言を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、⑦の刑法等の改正の内容の周知や研修、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する取組についての実施状況の御説明でございます。まず、刑法等の改正法の内容に関しましては、各学校の設置者に対しまして、法務省が作成しました小中高大学生向けのリーフレットを周知することに加え、改正の趣旨やその意義について御理解いただいた上で、児童生徒が性犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、各学校における教育活動において活用いただくよう依頼をしているところでございます。

加えまして、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関しましては、文部科学省が直近に実施しております令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査におきまして、全ての都道府県及び指定都市の教育委員会において研修が実施されていることを確認しているところでございます。

文部科学省からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、最高裁判所、お願いいたします。

○最高裁判所 最高裁の松原でございます。

最高裁からは、⑩の1ポツ目、2ポツ目について御説明いたします。まず、⑩の1ポツ目のうち、本年4月以降の保護命令事件の処理件数についてでございますが、新受件数は4月が139件、5月が142件、6月が139件、7月が164件、8月が108件、9月が133件、10月が144件であり、平均件数は毎月約138件となります。昨年同時期の平均件数は約126件のため、新受件数は昨年同時期より月12件程度増加しております。

既済件数は、4月が108件、5月が133件、6月が133件、7月が167件、8月が102件、9月が139件、10月が145件であり、平均件数は毎月約132件となります。昨年同時期の平均件数は約123件のため、既済件数は昨年同時期より月9件程度増加しております。

なお、令和6年以降の数値は速報値によるものです。

続きまして、改正DV防止法の施行により拡充された保護命令についてでございますが、統計上で実績を把握できるものとして、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合における当該子への電話等禁止命令、期間を6か月とする退去等命令の発令件数を御紹介いたします。

まず、新設された子への電話等禁止命令の発令件数につきましては、4月が26件、5月が41件、6月が42件、7月が63件、8月が28件、9月が50件、10月が46件でございます。毎月の平均件数は約42件となります。

次に、新設された6か月間の退去等命令の発令件数につきましては、4月が6件、5月が9件、6月が10件、7月が10件、8月が3件、9月が9件、10月が9件でございます。平均件数は約8件となります。退去等命令全体のうち6か月間の退去等禁止命令が発令された割合は、平均すると3割程度、29%となります。

続きまして、⑩の2ポツ目についてでございますが、裁判官に対する研修実績としては、司法研修所で、保護命令事件に関する研究会において、精神科医師がDV被害者の心理と対応について講演するなどの研修を行い、研修内容を裁判所内部で共有しております。

最高裁からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、第5次男女共同参画基本計画の期間中における取組等も踏まえまして、今後、第6次基本計画の策定に当たって留意すべき様々な状況の変化や2030年頃までを念頭に置いた中長期的な取組の方向性について御意見を頂戴したいと思います。お一人大体3分ぐらいになってしまいますけれども、お願いできればと思います。五十音順に指名させていただきます。

それでは、浦委員からお願いいたします。

○浦委員 ありがとうございます。浦です。

今御報告、御説明いただきまして、令和2年の性犯罪・性暴力対策の強化の方針が示されて以降、法律ですとか制度が大きく変わって、性暴力根絶のための仕組みの整備が飛躍的に進んできたなと感じています。そうしたことを考えると一安心だなと感じることも多かったのですが、近日の公判の報道ですとか、大阪のワンストップ支援センターの状況を目の当たりにしまして、本当にびっくり仰天しています。

この流れを通じて感じたのは、法や制度を運用するのは人なので、やはり携わっておられる方々が性暴力、それから女性やこどもの人権についてきちんと認識をアップデートしていかないと、せっかくの法律や制度の適正な運用に至らないなということです。ですので、第6次計画では、人のアップデートのために、広報・啓発にとどまらず、教育とか研修というような立て付けできちんと認識を共有していくことが必要だと感じています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、可児委員、お願いいたします。

○可児委員 可児です。

私からはDVの関連で意見を述べます。先ほどの報告にもありましたけれども、やはり保護命令の件数がかなり少ない状況にあります。最高裁判所からの御報告で、改正DV防止法の施行後に件数が少し増えているという状況はお聞きしましたがけれども、それでもまだ十分な状況ではないと理解しています。こういった貧弱と言ってもいい日本のDV被害者保護法制の中で、何とか被害者の安全を守ってこられたのは、子連れ別居への寛容さと単独親権というところにあつたのではないかと私は考えています。DVから避難して親権者となることで、加害者と関わることなく被害者は生活することができた。それによって被害者自身の安全が守られてきたという面があるのではないかと考えています。

ところが、皆さんも御承知のとおり、今年民法が改正されまして、その両方の側面について制限が加わることになりました。子連れ別居については、改正法の施行後は急迫の事情が必要となりますし、離婚後についても単独親権ではなくて共同親権になる場合が出てくるという状況にあります。そうはなったとしても、恐らくすごく分かりやすいDVで、かつ証拠があるようなケース、診断書があつたりとか、そのようなケースについては大きく変わらないのだろうと予想しています。ただ、問題は、証拠がないようなケースであつたり、あるいはDVと言えるかどうか人によって解釈が異なる、そういったケースではないかと思うのです。そういったケースについて、今までのように子どもを連れて避難することが、場合によっては後に違法と評価されかねない状況になりましたし、共同親権となりかねないような状況になりました。

子連れ別居が例えば後に違法と評価されてしまった場合、そういったケースを支援した支援者に矛先が向くことにもなりかねないというところも危惧しています。

そうなれば、当然子どもを連れて避難するというのを躊躇することにもなっていくし、支援者の支援についても二の足を踏むということが起きかねないというところをとても懸念しています。

DVの場合については、精神的なものも含めて急迫の事情に当たるということ、それから、DVの直後でなくても急迫の事情に当たるということ、これは法務省等のパンフレットで今も周知されていますが、さらなる周知をしていく必要があると思いますし、DVかどうか微妙なケースについて、それを支援した支援者が責任を問われてしまうということがないよう、支援者を守る仕組みも必要なのではないかと考えています。

それから、DVのケースで共同親権になってしまえば、離婚後も子どもに関する重要事項の決定等を通じて加害者との関係を被害者は持ち続けなければならない。それによって被害者は心身の回復を妨げられるという事態が生ずることは容易に予想できます。安易にDVのケースで共同親権が選択されてしまわないように、協議離婚の際の真意の確認などで何とかスクリーニングするような方策も検討される必要があるのではないかと思いますし、調停あるいは裁判の場面でDVのケースでの共同親権が選択される、あるいは命じられてしまうことがないよう、裁判官や調査官、あるいは調停委員に対しては必要な研修を

実施していく必要があると考えます。

今回、急迫の事情についても、急迫の事情が何かというのは一義的にぱっと判断できるものではありません。父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては親権の行使が間に合わず、こどもの利益を害するおそれがある場合といった説明がなされていますけれども、それを聞いたとしても一義的にその行為が該当するかどうかは判断しづらいです。それから、共同親権を裁判所が命じるかどうかということについても一義的に分かりづらい。結局、裁判所がそれぞれのケースについてどう判断をするかということが非常に重要になってきます。

裁判所に関しては、以前に面会交流で原則実施をかなり強力で推し進めたことによって被害者が苦しめられたという過去があります。今回の民法改正についても、裁判所の判断自体が被害者支援をすごく後退させてしまったり、あるいは被害者自身を追い詰める可能性があるということはきちんと認識していただく必要がありますし、それについての研修が不可欠であると考えます。

改正法は今年改正して2年以内の施行ですから、第6次計画の期間中に必ず施行されます。なので、第6次計画については、従来の枠組みにとどまらず、当然改正法が施行された後の状況を想定して、それを踏まえた計画を策定していく必要があります。改正法の施行によって被害者が危険にさらされないような取組をきちんと想定して定めていくことが必要と考えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、北仲委員、お願いいたします。

○北仲委員 まず、DVに関してですけれども、女性支援新法がこれからどんなふうに効果を発揮していくかということが注目されますけれども、まずは一時保護されにくかった被害者がちゃんと一時保護されるようにということが注目されますし、あと、これまでは手薄だった最初の緊急避難以降の中長期の支援をどこがどのようにやっていくかということの本気で考えなければいけないと思っています。

調査についても、どのように今、中長期の支援がなされているのかということも把握されるべきだと思いますし、その中でさっき可児委員が言いましたように、別居後のこどもに関する、こどもの心のケアとか生活のケア、そして別居親との問題というのが大きく出てくると思います。そのような支援の担い手は、むしろ最初の配偶者暴力相談支援センターの緊急一時保護の支援ではなくて、市町村が現場になってくると思いますので、そのサポートとか強化をどうするかというのが今後は議論として重要なところだと思います。

共同親権については、今、ガイドライン策定中ということなので、各市町村の皆さんからどうなるのだと聞かれるのですけれども、ガイドラインを待ちましょと今伝えていますが、そういう市町村であるとか、あるいは中長期の施設にきちんと施策が届いて、支援が繋がっていくような政策が必要だと思います。

次に、性暴力ですけれども、本当に刑法が改正されたり社会の価値観、意識が変わった中で、役割は一層重要になっていますが、私たちワンストップ支援センターの関係者で話をすると、あまりにもお互いの支援の枠組みが違い過ぎて話が通じないという状況です。全体として、ワンストップ支援センターはどんな支援をするところなのかという基本的な根拠法なりガイドラインなどが必要なのではないかと思います。

そして、最後に、刑法改正などについての教育職員、学校管理職や教員の方々への周知は圧倒的に足りないと思います。先ほど教育委員会で研修されましたというふうに文部科学省がおっしゃいましたけれども、そもそも、もともとの刑法の性犯罪がどうなっているのかというのを教員の皆さんは御存じない状態です。今回、性交同意年齢が変わったりとか、こどもに関する性犯罪の規定が大きく変わって、これははっきり学校の職員は知っておく必要があるので、徹底的な研修の計画をつくる方法を考える必要があると思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 後藤でございます。

私から4点申し上げたいと思います。

まず1つ目は、先ほど御紹介がありましたように、この間、多くの法律が改正されました。法律が改正された後、その改正によってどのような効果を上げているのかという効果検証が欠かせないと思います。先ほどいろいろなデータを出していただきました。警察庁におかれましては、性犯罪についてかなり細かいデータを出していただきました。ただ、撮影罪については号までデータが出ていますが、なぜか不同意性交、不同意わいせつについては号までのデータが出ていない。そういう状況の中で、例えば幾つかの号がまたがるということはあると思いますけれども、やはり適切なデータに基づいていなければ効果検証はできないので、引き続き全ての法改正について各省庁がきちんとしたデータを取っていくということを第6次計画では必ず義務づけるような形にしていきたいと思っています。

2番目なのですけれども、先ほども御指摘がありましたように、CEDAWの最終見解がこの10月に出されたり、あとは最近では、国連総会の決議としてデジタル性暴力についての新しい取組も出されたりしています。日本の女性に対する暴力の問題点というのは、世界との比較の中で何周も遅れていて、例えば性暴力に関しても、やっとノー・ミーゼ・ノーが実現するという状況にあります。CEDAWの最終見解で言われたことは全て入れ込むというぐらいの覚悟で、第6次計画では世界に追いつくような対策をしていただきたいと思っています。

3番目ですけれども、より脆弱な人々、例えば沖縄の米兵による性暴力であったり、技能実習生の妊娠・出産に関する問題、そしてLGBTQの人たちに対する、そういうインターセクショナリティというもの、つまり交差性というものをきちんと私たちは暴力として位置

づけ、その人たちをより適切に保護していくんだということを明らかにしていただきたいと思えます。

最後に4番目です。性と生殖に関する権利が刑法の改正で残された問題になります。もちろん母体保護法における配偶者要件などとの関係も適切ではないですし、あとは刑法の墮胎罪規定の見直し等をしていかなければいけない。法律を改正するということが求められる領域においては、どこまで第6次計画に載せられるか分かりませんが、性と生殖に関する権利が女性たちにあるのだということを基本として、その改正に向けた対応をしていただきたいと思っております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、種部委員、お願いいたします。

○種部委員 私からは大きくは3つです。

まず1つはワンストップ支援センターのことで、先ほど北仲先生もおっしゃっていたかと思うのですが、転換点を迎えていると思えます。最初は大阪SACHICOにみんな続けというような感じで、ハイスペックなところを目指してみんな頑張ろうとしていたのですが、持続可能性という意味で無理があることと、1都道府県に1つ、2つしかなく、これが数か所に増えたところでアクセスがよろしくないということが見えてきました。刑法改正を受け、こどもの性暴力については特に、もうちょっと身近なところで被害を捕捉し初動対応できる体制が必要だと思えます。

この専門調査会の多分2018年ぐらいの会議で、ワンストップ支援センターの全国展開を議論している頃に、韓国の事例を御紹介いただいていたかと思えます。大変興味深い報告でした。韓国では急性期医療を担っている医療機関にSACHICOのようなハイスペックのワンストップ支援センターを置いているのですが、それ以外に児童相談所やチャイルドアドボカシーセンターに近い、ひまわりセンターというこどもの権利擁護センターみたいなところで証拠保全をする仕組みがあると聞いたような気がします。それ以外に、生活圏内で指定されている一般の医療機関に証拠採取用のキットを配置していたと記憶しています。入口がもっと広い気がするのです。ハイスペックなワンストップ支援センター以外に、特にこどもの場合にはこどもの意見聴取もできて、証拠保全できるという別のスペックを組み合わせる必要があるのではないかと考えています。これが持続可能性という意味でも大事です。幅広くいろいろな医療機関を巻き込むことに、今、内閣府も大変力を入れてお取り組みいただいているのですが、見直しの時期に来ていると思えますので、課題を整理して、特にこどもへの対応については違うやり方を考えていただきたいです。

児童福祉法の改正で今度、一時保護時にこどもの意見聴取というのが義務になると思うのです。そうなるとうちのところで違うルートから入ってくると、性虐待については性犯罪としてのルートに載せていくことが難しくなるので、これも整理をする必要があ

るかなと思っています。

2点目は、先ほど後藤委員がおっしゃっていたとおりなのですけれども、中絶の配偶者同意についてです。現場で性暴力だと開示してくださる女性も大分増えてきており、対応に苦慮しています。結婚している女性が第三者から性暴力を受けた場合には、性暴力で妊娠したことを配偶者に言わなければいけません。配偶者に同意を求めないと中絶ができないわけなのですが、その配偶者が過去に性暴力被害経験があるサバイバーだったりするとフラッシュバックを起こします。姦通罪は違憲だということで憲法ができたときになくなってはいるのですが、やはりスティグマがあるので、性暴力に遭ったということを配偶者に伝えることによって、配偶者も大変なショックを受けて、夫婦関係も悪くなる。こういう二重のペナルティーのようなものがあるというのは、やはり今すぐにでも改正してほしいことでもあります。

法改正が難しいのであれば、運用上の整理をしていただきたい。性暴力の被害を受けた人、第三者から受けている場合にこれを配偶者に言わなくてはいけないというのはあってはいかぬことだと思うので、今すぐにでもこれは検討いただきたいと思っています。第6次計画にそのぐらいいは書けるのではないかなと思います。ちなみに、DVについては、DVが明らかな場合、母体保護法指定医師がDVと判断をすることで配偶者同意は求めないことと理解するという事になったかと思っています。このような運用での整理は今すぐにでもできるのではないかと思うので、被害を受けた人が中絶ということのためにまたここで人権侵害を受けないように取組の中に入れてほしいと思います。

最後でありますけれども、第6次計画に向けて、第5分野についてはやはり専門性が非常に高いところで、この専門調査会の中で別途細かく検討するという事になっておりますけれども、ほかの分野との関連性を切り離すことはできないところがたくさんあると思うのです。これについては漏れないように是非入れていただきたいなと思っています。

例えば、今申し上げた配偶者同意の問題に関して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては健康分野に書かれています。これは隙間なのですけれども、すごく大事なところ、特にDV被害を受けている人が自分で自由になるお金がない中で確実に避妊をしたいと思っても、避妊のためのお金が出せないのですね。これも非常に問題だと思いますので、世代間連鎖を生まないためにも、この境界領域については取り入れていただきたいと思っています。

あと、第7分野、健康分野のところの成果目標の1つは自殺の死亡率の低下なのです。この自殺について、コロナ禍で女性の自殺が増えた背景には性虐待とかDVがあることが現場で認知されておりまして、内閣府でも調査をしていただいていたかと思うのです。したがって、第5分野の中とオーバーラップはするのですが、DVというのは、殺されたり、あるいは自殺に追い込まれるというリスクが非常に高い事象でありますので、この分野の成果目標の一つの中に、自殺死亡率というのを入れるべきではないかと思うのです。この境界に当たるところ、DVなり性暴力というのが生涯にわたって健康を害するん

だという視点を入れていただきたいなと思います。

もう一つ、賃金格差とかL字カーブ、アンコンシャスバイアスがDVを構造的に引き起こしていると思います。第2分野の就労とか雇用の分野ではDVにはあまり言及されていないのですが、構造上、暴力の背景になっているんだということをしつかり認識していただいて、ただ単に女性が活躍し輝くことを目指す方向だけではなくて、暴力の背景となる構造上の問題をつくっているのだということをも第2分野でこそ取り組んでいただきたいなと思います。

このような分野を横断する部分についても落とさないように、第6次計画には入れていただきたいなというお願いであります。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、納米委員、お願いいたします。

○納米委員 ありがとうございます。

今、種部委員がおっしゃったことに通じるのですが、1点目は、第5分野と計画全体が目指すところの関係についてです。というのは、暴力というのは、やはり男女共同参画が実現されていないことを背景に起こっているということと、それから、暴力がさらに男女共同参画の実現を阻害する方向、ジェンダー格差を拡大するという両方向の関係にあることをまず押さえておくことがすごく大事なのではないかと思います。なので、被害者支援といっても、それは決してかわいそうにも暴力を受けて困っている被害者を助けると、そういった問題だと思っている人はいないとは思いますが、改めてそうじゃないということははっきりさせたほうがいいと思います。

それから、2点目は、先ほど可児先生がおっしゃったことに関連するのですが、今度民法が改正になって、それが司法関係者への教育、研修に反映されていくかということなのですが、昨日計画策定専門調査会がありまして、そこに法務省がいらしていたので、裁判官が足りないのではないかと申し上げたら、それは三権分立なので最高裁判所の範疇の問題ですと言われてしまいました。民法が改正されて今の家裁の体制で大丈夫なのかというのはすごく心配です。

実は私は家裁の調停委員もやっています、そうすると、今でも裁判官と評議したいと思っても、30分ぐらい待つのは当たり前、場合によっては1時間近くも来ていただけないことがあって困っているのです。そういう状況なので、やはり裁判所の体制の拡充を考えていかなければいけないのではないかなということが1つ。

それから、時々司法修習生の方が見学にいらっしゃいます。その方たちに家裁で家事調停を見学される日数は何日ぐらいですかと聞くと、1日だとかおっしゃるので、びっくりします。こうしたこともきちんとやっていただきたいというのがあります。

長くなってすみません。ここから先なのですが、この分野はカバーしている分野がすごく多いですね。この間、各種の法律が整備されたということはすごく前向きなこ

とだと思えるのですけれども、各論を列記しただけになってしまうようにしないといけないのではないかと思います。分野によって所管している省庁も違うということで、「どの省は何をやっています」といったように、施策の実施状況を列記しただけになってしまうことは避けていただきたいと思います。

そのことにも関連するのですが、次の計画では、分野名を今のままにするのか、それともちょっと長いのですが、「男女共同参画が実現されていないことに起因する暴力」とするのか、もしくは「ジェンダーに起因する暴力」とするのか、考えてもいいのではないかと思います。男女共同参画が実現されていないことを背景にして種々の暴力が起こっていて、それへの対策が急務だということを押さえて、それぞれの問題について所管省庁は異なるけれども、それを総合して、全体として組織化していくのは内閣府男女局だということを明確にしたほうがいいのではないかと思います。

それから、最後です。事前の質問にも答えていただいたのですけれども、加害者プログラムについてです。次期計画では、少なくとも47都道府県全てで年間1クール以上は加害者プログラムを実施するという目標を書き込んでいただいたらどうかと思うのです。制度化に向けてはいろいろ問題があるということは分かりますけれども、何かしないと、今、地方公共団体の自主的な取組によって裾野を広げていくというだけでは進んでいけないのではないかなと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、橋爪委員、お願いいたします。

○橋爪委員 私からは、性犯罪の対策につきまして簡単に意見を申し上げたいと存じます。

先ほども御指摘がございましたけれども、性犯罪に関わる刑法改正法におきましては、国会審議の際に附則が付されております。すなわち附則20条によりますと、政府は、法施行後5年を経過した場合、具体的に2028年には、改正法施行状況を勘案した上で、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることとなっております。第2項におきましては、その検討をするために、政府は、性的被害の実態について調査を行うということになっております。まさに今後の5年間と申しますのは、性的被害の実態に関する調査を行う期間、さらに今後の施策の在り方について検討を加える期間と符合しますので、第6次基本計画の策定に際しましては、この点を十分に取り入れることが必要であると考えております。

法務省におかれましても、是非とも将来の検討のための有益なデータとなるように調査に向けた検討をお願いできればと存じます。まずは改正法に関する運用状況の正確な把握が最も重要だろうと考えております。

また、これも刑法改正法の附則となりますけれども、21条では、政府は、新刑法等の規定の趣旨や内容について、国民に周知を図るべきとされております。この点につきましては、既に関係各省庁におかれましては、多様な取組を積極的にお進めいただいているとこ

ろかと存じます。また、マスコミの報道にも重要な意義があったように考えております。先ほど性犯罪の認知件数が増加したという御指摘もございましたけれども、これも恐らく十分な周知によって被害申告に関するハードルが下がったことが一因であると考えております。このような傾向が更に進展するように、官民一体となって周知広報の積極的な推進を是非お願いしたいと考えております。

ただ、1点だけ難しい問題だと感じますのは、統計的な分析にも関わりますが、社会における性加害が減ることが最終的な目標になるわけですので、認知件数が増えることを積極的に評価すべきかという点についてはなかなか難しい問題があるようにも思います。性加害自体は減るのだけでも、その中では被害申告は増えるというのがベストですので、今後、どのような推移が望ましいのかにつきましては統計的な分析も含めて、更に具体的な検討をお願いしたいと考えております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊です。

私からは、教育啓発活動のことについてお話ししたいと思います。先週の金曜日だと思いますけれども、文部科学省から学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の令和5年度実績が出まして、その中に性暴力・性犯罪防止に関しての教育の実施状況が含まれておりました。学校で実施している安全教育の中に性犯罪・性暴力防止が令和5年度実績では45.3%となっていて、令和3年度よりは10ポイントほど上がっているのですね。でも、現在でも5割には達していないという状況があります。

また、性犯罪・性暴力防止を取り上げている学校で、「生命（いのち）の安全教育」の教材は令和2年度につくられておりますけれども、これの活用が小学校でも43.0%、中学校は27.7%、高校は13.4%しかないという状況です。まだ「生命（いのち）の安全教育」に関しては、取組はしているものの、周知という点では十分とは言えないような状況ではないかなと思います。

回答を見ますと、教科書を使っているという回答が小中高ともに半数以上いたのですが、学習指導要領の中には性犯罪・性暴力防止は位置づけられていませんので、恐らく教科書の中のコラムとか、そういう発展的内容として書かれているところを指しているのではないかなと思います。そうなりますと、学習指導要領にもっと明確に位置づける必要があるのかなと思います。

また、先ほどの調査では、教員への性犯罪・性暴力防止の校内研修の実施状況は全体の35.1%ですから、学校の3分の1程度しか校内研修はしていないということです。文部科学省や教職員支援機構が実施しているものももちろんあるのですが、やはり教育委員会がもう少し前向きに取り組んで学校に指導していただきたいと思っています。

それと、学習指導要領のことについてですけれども、ちょうど本日、この同時刻に中央

教育審議会が開かれていると思うのですが、そこで次の学習指導要領の改訂についての諮問が出されることになっていると思うのです。そうしますと、これから本格的に学習指導要領の改訂が行われるわけなのですが、やはり性犯罪・性暴力防止を学習指導要領上へ明確に位置づけていくということ、それが全ての児童生徒が学ぶことを保障することになると思います。

これまで文部科学省から「生命（いのち）の安全教育」の実践事例集を出していますけれども、それを見てもと特別活動で実施しているケースが多いので、特活の学習指導要領にまず明記してほしいと思います。

また、教科のほうでは体育科、保健体育科が多いのですが、今も保健の教科書の中に、先ほど申し上げたようなコラムであるとか、そういった発展的内容として位置づけられていますが、やはり教科書本文にきちんと書かれるためには、学習指導要領に性暴力・性犯罪防止を明確に位置づけていくことが重要だと考えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、最後に私から意見を述べさせていただきます。皆様方にもおっしゃっていただきましたように、この4年間で法制度に関しては大きな進歩があったと思われま。この実現に皆様それぞれ御尽力いただいたし、行動されたと思いますが、そのことにお礼を申し上げたいと思います。

どなたかもおっしゃっていましたが、日本の男女共同参画に関する実情、それからもう一つ、暴力に関する実情というのは、少なくともこの委員会が始まった頃には完全に開発途上国レベルという状態だったと思いますけれども、できたらこの数年で、日本の法制度に関しては転換点が来ているというふうに、後に評価されるような時点になってくれればよいなと思っています。

今、省庁からお話を伺っていても、まだこれから施行状況を実際に調べていかななくてはいけないもの、それから、具現化するための方策がまだこれからのものという形で、それだけでも結構課題が山積みなのかなと思っています。その辺が今後大きく影響しますから、ちゃんと質を確保した調査をお願いできればと思っています。

もう一つ、お話を伺っていても思いましたが、この委員会は女性に対する暴力に関する専門調査会なのですが、男女共同参画の中での女性の地位に基づく暴力というのを扱っていくのか、“Gender-Based Violence”というふうに広く捉えた暴力のほうを中心に考えていくのかというのが一つ話題として上っているように思います。今は漠然とそれをやっているわけですが、これはどちらかに限れることではございませんので、どういうふうにその辺りは頭を整理していくかというのがやはり次の課題としてあるのだろうと思っています。

少なくともジェンダーの多様性というのを、例えば女性だけではない、多様なジェンダーアイデンティティーの中の一部のものを扱わないというのは非常に理不尽です。それは

当然扱っていくところが必要だし、それはここなのだろうと思いますが、それをどういうふうに整合性を持たせてやっていくかということが次の問題かなと思っております。

もう一つ、男女共同参画会議などでも申し上げているのですが、法制度が大分整備されたことによって、実際の支援の貧しさといいますか、そういうものが余計際立っているのが現状だと思います。支援の質と量をどちらも上げていかなくてはいけない。例えば昨日の基本計画策定専門調査会でも、地方との格差ということと言われる方がたくさんおられました、やはり地域格差が非常に大きくて、それを是正するすべがなかなか具体的に行われていないということが一つの問題としてあります。

例えば支援に関しても、支援の質は、支援そのものの質だけではなくて、支援をする人たちの質も高めていかなくてはいけないわけですがけれども、これにも大きな問題がある。また、支援の現場も雇用の男女格差の問題が典型的に響いている職種ですよね。そのことも考えていかなくてはいけないなと思います。

それから、私の専門からいいますと、専門の精神科医や専門の心理というのが大変不足しております、これがやはり今後、回復までも含めた持続的なケアということを考えていく上では非常に大きいと思っています。自分の分野なのに積極的なことが言えなくて申し訳ないのですけれども、例えば、DVで心理的暴力が含まれるにもかかわらず、なかなかケースが出ないという話を聞いたりするのですけれども、恐らく発見ができていないのだと思います。ケースの深刻な心理的問題を発見するためには、やはり専門的な力が必要ですね。それが、例えばもちろん司法の中にも必要でしょうし、支援の中にも必要なのですが、それができていないがゆえに、あまり出てきていないのではないかなと私は考えています。支援の専門性ということも今後高めていかなくてはいけないと考えます。

いろいろ皆様から、多様な意見をお伺いして、これについてまた考えていくことになると思います。一巡しましたけれども、少しまだ時間がございますので、ほかに意見のある方は、挙手ボタンから挙手をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 ありがとうございます。

先ほど納米委員の発言を聞いていて、裁判所の問題を言い忘れていたのに気づきました。今回、民法改正されたことによって、単独親権で従前離婚していたケースについても共同親権への親権変更の申立てが可能になりましたので、恐らく調停などの申立件数は増えるだろうと言われております。さらに、共同親権で離婚した後に父母間で何がしかの合意ができなかったときには、親権行使者の指定という制度によって、また裁判所に判断を求めるといった枠組みになっていますので、その関係でも事件は相当増えるだろうと言われております。

その辺りのことを考えると、現状でも、先ほど納米委員がおっしゃったように全然裁判官は足りていない。本当に期日も入らない、評議でもものすごく時間を待たされるみたいな状況が常態化している中で、それだけの事件数が裁判所に押し寄せたときに、きちんと

処理できるのかという不安はとて大きくあります。処理できなくなったときには、恐らく一つ一つの処理をかなり雑にやっていく以外に事件をこなす方法はありません。そうなっていくと、それはひいては被害者支援にとっては非常にマイナスな状況になってしまいます。なので、家庭裁判所の陣容の拡充というのは必ず入れ込んでいく必要があると感じました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、お手が挙がっている方、現在の段階で北仲委員、後藤委員、種部委員が私は確認できているのですけれども、もしよろしければ、その順番でお願いできればと思います。

北仲委員、どうぞ。

○北仲委員 先ほど納米委員と小西先生もおっしゃった、女性に対する暴力という言葉の問題ですけれども、今、国連などではやはり“Gender-Based Violence”が主流になっていて、そのほうが男性だからこそ性被害を言いにくいとか、マイノリティーだからこそ性的ないじめの対象になるというようなことも指しやすい言葉ですので、女性に対する暴力という言葉で日本も今後政策を続けるのかどうかは検討の余地があると思います。

それから、やはり時代の変化で絶対に入れなければいけないのが、デジタルを使った、あるいはSNSやオンラインでの性被害やDVの監視、それからオンライン上での支援者への攻撃とか、そういうことは項目を割いたりしていかないといけない問題だと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 今、北仲委員がおっしゃったことと同じことを言おうと思ったのですが、少し違う言い方で同じことを言いたいと思います。この計画ができて20年たっています。最初の枠組みをどこまで維持するのかは、そろそろ検討したほうがいいと思います。第3次のは、第1次、第2次とかなり異なった枠組みをつくったりしました。また、今までの中で第3次だったと思いますが、男児や男性に対する問題も項目を立てて取り上げたということもあります。そういう意味で、2025年に新しくつくる第6次計画であれば、大幅な見直しというのが必要ではないかと思っています。

それとの関係で、先ほど私も少し申し上げましたデジタル性暴力だけではなくて、やはりインターネットというのがここ5年、10年、社会の中でとても大きな影響を持ってきています。バーチャルな世界、デジタルな世界との付き合い方というのを特に女性との関係でどのように考えていくのかというような項目もきちんと改めてつくり、その中でデジタル性暴力も取り上げるといった、かなり大幅な見直しをしないといけないのではないかと考えています。

もちろん継続性というのもとても重要なのですけれども、新たな時代において、先ほど小西会長もおっしゃいましたけれども、転換点になったと、ここから女性の平等、男女平等が促進されるような計画になったと言われるような、そういう計画を目指していただきたいと思っております。

あともう一つだけ。ワンストップ支援センターについての根拠法をきちんとつくっていただくということをやっていないといけないと思います。もちろん専門性の問題もそうなのですが、最近では代表者聴取がされて、そのデータが裁判に出てくるということになり、ワンストップ支援センターで最初に聞き取った人に対する記憶の汚染問題も刑事裁判で言われるようになってきています。そうすると、そこで働く人の専門性だけではなくて、そこに働く人をきちんと守っていくということもしなければいけない。そういう意味で、支援の充実というのは専門性の充実だけではなくて、その人がその支援の現場で、お金も十分、そして制度的な保障も十分あるような形にしていかなければいけないということを申し上げたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、種部委員、お願いします。

○種部委員 私から3点あります。

先ほど可児先生のご発言がありましたが、可児先生はずっと昔から共同親権の問題は重大だということをおっしゃっていたのを私も聞いていました。共同親権が施行されると、急迫の事情の判断で、医療はすぐに影響を受けると思います。実際に滋賀医科大学が別居親の医療同意を得ていなかったということで、裁判で有責になっています。そういう事例を受けて、今、小児科や周産期関連の学会で「急迫」の定義に関する、医療側のガイドラインをつくらうとしています。

先ほどちょっとお話がありましたが、今、国として共同親権をめぐるガイドラインをつくっていらっしゃるということなのですが、もっと具体的な医療行為、あるいは医療以外の分野、例えば進学などの手続も当然含まれると思うのですけれども、すぐに問題が発生してくるということを見据えて、現場を担う業界と歩調を合わせていただきたいと思えます。医療では、医療行為のどこまでが急迫なのかというガイドラインを検討しようとしているのですが、国としてのガイドラインが大体いつぐらいになるのかという目安を教えてくださいたいと思います。

2点目は、先ほど渡邊委員がおっしゃっていた「生命（いのち）の安全教育」についてです。先ほどの御報告では教材を活用しているパーセンテージが出ていたのですけれども、地方で見ていると、市町村の小学校、中学校に、私も健康教育で出向く機会があって、生命の安全教育をしていますかと聞くと、実際は何かの単元でちょっと触れているだけのようです。その程度で、本当に中にインストールされているとはまだ言えないと思えます。

やはり学習指導要領に書き込むということはすごく大きいことだと思います。特に性に

関わることについては歯止めがあり、なかなか学校が前のめりになれないのは、学習指導要領でここに踏み込めていないところが原因だと思いますから、援護射撃という意味でも、性暴力の防止として学習指導要領の中に盛り込むということを目的としていただきたいなと思います。これは第6次計画にということです。

もう一つは、DVについてです。現場では、市町村が直接的な支援の窓口になります。都道府県の協議会とは違って、現場は大変忙しいということもあって、対応するのは難しい状況だと思います。女性相談員が福祉事務所の中にと、被害を受けた人たちがすんなりと支援を受けられるのですけれども、これがない場合、例えば母子自立支援員の方はおられても、女性相談員の人がいらっしゃらないと、DVの証明もできないということになります。そうすると、保育所の入所の手続やら、あるいは公営住宅の減免申請やら、一つ一つ配暴センターに伺いを立てなければいけないということになってしまうと、そこで折れてしまうのです。結局その後、加害者の下へ戻ってしまう。支援の窓口をちゃんと利用されないということは、多分市町村レベルの窓口問題だと思います。

計画の中に、実際の実行部隊になっている市町村を置き去りにしないための施策を入れていただくことが出口支援の質の向上になると思いますので、御検討いただきたいです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

ほかに皆様、どなたか御意見ございますか。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 ありがとうございます。

先ほどの発言の中でも加害者プログラムのことについてちょっと触れさせていただきました。また、事前の質問にも出したのですけれども、加害者プログラムを被害者支援サイドからも必要だという声は高まりつつあると思います。被害者支援サイドからは、受講命令制度が必要なのではないかという声はかなり強いです。ただ、これをつくっていく上ではいろいろ課題があるということも分かります。それはどういう制度設計にするのかということと、今、民間でやられているプログラムの内容でよいのかということと、それと人材の3つだと思うのです。この3つについて取り組んでいくということを国としてやっていただきたいと思うのです。プログラムの内容については民間に任せています、留意事項はつくったのでということではなくて、どういうプログラムだったら受講命令ができたとしてもそれに耐え得るものなのか、またその担い手はどうやったら育成していけるのかということについても考えて、そのことについても、制度設計については検討していく。それから、プログラムの内容についても国の責任でもって充実させていく。人材育成についても国として取り組んでいくということを表明していただきたいなと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、最後に岡田局長から一言お願いいたします。

○岡田男女共同参画局長 先生方には、本当に多くの視点を頂きましてありがとうございます。活発に二巡目もいろいろな御指摘を頂きまして感謝申し上げます。

今後、今までも御説明申し上げましたけれども、第6次男女共同参画基本計画ですとか、毎年6月を目途に策定しております女性活躍・男女共同参画の重点方針の策定に向けた検討をしていくこととなってございます。こうした検討に当たりまして、重要な視点を頂けたと思っております。改めて感謝申し上げます。

第6次男女共同参画基本計画の策定に向けました検討は、計画策定専門調査会を行っていくこととなります。これは昨日第1回がございましたけれども、本専門調査会での議論は小西会長から御報告いただく予定となっております。本日皆様から頂いた中長期的な取組の方向性などに係ります御意見を踏まえて、検討を進めてまいりたいと考えております。引き続き御協力いただきたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小西会長 本当に皆様、貴重な御意見をありがとうございます。全体に非常に多様な問題があり、それぞれが切実であるというのが今のこの領域の特徴なのかなと思って聞いておりました。

第6次男女共同参画基本計画につきましては、今、岡田局長からお話がありましたように、計画策定専門調査会で議論を進めた上で、本専門調査会の親会議である男女共同参画会議で議論し、案を決定していくということですので、今日皆様から頂いた御意見をしっかりと預かります。ただ、これは報告で出すわけなので、まとめないといけないけれども、膨大だなというのが私の感想としてありますので、なるべくしっかりとお伝えできるようにしたいと思います。

本日の議事はこちらで終了いたします。

今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 本日は、年末の大変お忙しい中、御出席いただきまして、また、第5次計画の状況、それから第6次計画に向けて様々な御意見を頂戴いたしました。私からも御礼申し上げます。ありがとうございました。

本専門調査会につきましては、今回は年度末頃の開催を予定しております。詳細が決まりましたら、また事務局から日程調整の御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○小西会長 以上をもちまして、第125回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

皆様、どうもありがとうございました。